

イスラーム主義の新たな分析概念として、近年「ポスト・イスラーム主義論」も展開されている〔末近 2018: 201〕。しかし、中東のイスラーム主義を専門とする末近は、「イスラーム国家の樹立を声高に叫ぶものたちは、今や一部のジハード主義者に限られるようになり」、「彼ら彼女らは、イスラーム政党を結成し、世俗主義を含む他のイデオロギーを掲げる政治勢力との積極的な連携を見せている」と分析し、ポスト・イスラーム主義は、イスラーム主義の今日的な一形態に過ぎないと述べ、「ポスト」と名付けて区別する意義に疑問を呈している〔末近 2018: 204〕。インドネシアについては、まさに末近のいうイスラーム主義の今日的な一形態としての現象が、他のイスラーム諸国に先駆けて起きているとみるべきではないだろうか。

以上、気になった事柄を指摘したが、著者の研究が、日本のイスラーム主義研究を大きく一歩進めたことは明らかである。とりわけインドネシアのイスラーム主義の源流とされるマシュミの党首ナッシールの人民主権を肯定するイスラーム主義思想についての研究は、中東や南アジアなどのイスラーム主義思想との比較、その後、今日に至るまでの展開の視点からも重要である。

引用文献

- Arief, Afandi. 1997. *Islam demokrasi atas bawah: polemik strategis perjuangan umat model Gus Dur dan Amien Rais*. Yogyakarta: Pustaka Pelajar.
- Detiknews. 2009 (May 3). Menimbang Peluang Hatta. <[https://news.detik.com/pemilu/d-](https://news.detik.com/pemilu/d-1125339/menimbang-peluang-hatta)

1125339/menimbang-peluang-hatta> (2024 年 5 月 20 日閲覧)

- Mubarak, M. Zaki and Iim Halimatusa'diyah eds. 2014. *Politik Syariat Islam, Ideologi dan Pragmatisme*. Jakarta: LP3ES, pp. 246–247.
- NUonline. 2021 (November 23). NU dan MASYUMI. <<https://jabar.nu.or.id/sejarah/nu-dan-masyumi-9UJ1>>
- 末近浩太. 2018. 『イスラーム主義—もう一つの近代を構想する』岩波書店.
- Tokoh Lintas Agama akan Serahkan Pengaduan Korupsi. 2011 (March 4). Jumat, 4 Maret 2011 10: 39 WIB. <<https://www.antaranews.com/berita/248538/tokoh-lintas-agama-akan-serahkan-pengaduan-korupsi>>
- Yahya Cholil Staquf. 2020. *PBNU-Perjuangan Besar Nahdlatul Ulama-Tajdid Jam'iyah Untuk Khidmah Millenial*. Mata Air Publishing. <https://www.baytarrahmah.org/media/2020/PBNU_Perjuangan-Besar-Nahdlatul-Ulama_2020.pdf>

貴志 功. 『ベトナム居住法—移動の自由の進展と居住登録法制』信山社, 2023 年, 201 p.

鮎京正訓 *

はじめに

本書は、ベトナム居住法制の成立過程を詳細に紹介し論じた日本で最初の本格的な書物である。

著者は、外務省に入省して以来、在ベトナム日本国大使館、在ホーチミン日本国総領事館などに勤務し、その後、本省ならびにドバイの総領事館、サモアの大使館等で勤務した経歴を有する。同時に母校の岡山大学でも非

* 名古屋大学名誉教授

常勤講師を行なうなど、学究の徒である。日本ベトナム研究者会議員でもある。

主題への接近方法

さて、本書の最も中心的なテーマは、歴史的に生成、発展してきたベトナム居住法制の変容を考察することである。そして、居住法制を論ずるために、一方ではベトナム戸籍制度など古い時代のありようを紹介するとともに、他方、東アジア地域すなわち中国、韓国、日本との比較を概観している。

さらに、居住関連法の外国人への適用が具体的に紹介され、ベトナムに駐在する日本人らがどのような手続きで居住することができるかなどの実務的な情報も含まれている。著者がこのような実務にも有益なアプローチを採ることができるのは、著者にはハノイやホーチミンでの大使館勤務の実務経験があることも影響しているように思われる。

著者の主題への接近方法につき、著者は、次のようにのべている。すなわち、「筆者は、ベトナムの居住法令の分析に当たり実定法を綿密に分析する方法をとった。つまり、筆者の研究手法は制度的アプローチである」(p. 141)。

そして、著者は、主題を実定法の変容の分析にほぼ特化し、公安省や司法省の法案起草過程を詳細に追求し、さらには各地方の人民評議会法令などの検討を行ない、また、中央政府と地方政府の意見の対立を明らかにし、それらの一連の作業を通じて、ベトナムにおける法令が出来上がるさまを詳細に描いた。

ベトナム居住法制について

居住法制の変容について論じるためには、社会の実態をどのように理解するかが重要であるが、その課題を著者は「国内移住の動向」(p. 30)の項目を設け、主として政府当局や研究機関の調査をもとに、以下のように論じている。

著者によれば、ベトナムの農民は、移住先の都市や工業区の土地の使用権を購入しようとしても「物価水準からして満足のいく水準の土地を得ることは困難」であり、「ドイモイ政策による土地改革によってようやく入手した農村の土地（使用権）を失いたくないとの気持ちもあろう」とのべ、結論的には、「農村にいる農民は、その時々事情や条件に応じて、都市又は工業区に移動することのみならず、都市又は工業区への移動を断念し農村に留まることや、都市又は工業区から農村に帰還することを柔軟に選択していると考えられる」(pp. 42-43)と判断している。

本書は、2020年ベトナム居住法の成立過程を詳細に追いかけた第三章が一番大きな分量を占め、2020年居住法制定に至る過程を検証している。また、巻末には、2020年居住法その他の関連法令が翻訳され資料として掲載されている。

ところで、2013年現行ベトナム憲法は、第23条で「市民（公民）は、国内における移動及び居住の自由の権利を有し、出国と外国から帰国する権利を有する。これらの権利の行使は、法律の定めるところによる」と定めている。

特に「移動及び居住の自由の権利」は、ベ

トナム 1946 年憲法, 1959 年憲法, 1980 年憲法, 1992 年憲法, 2013 年憲法に至るまで, ほぼ同様に規定されてきた(なぜ「移動及び居住の自由の権利」が, フランスへの譲歩を含むとされる 1946 年憲法に規定されたかについてはともかく, その規定がその後の社会主義型憲法にも引き継がれたことについては歴史研究が必要である)。

したがって, ベトナムの独立以降, 建前としては, ずっと憲法上は, 移動と居住の自由の権利が保障されていることになるが, 他方で, その行使は, 法律で定めることになっている。すなわち, ベトナムの居住の自由の権利は, 法令の内容により制限することが可能となっていた。

著者の研究によれば, 居住に関する法令は, 1955 年条例をはじめ多くの居住法令を経て, 漸く 2006 年居住法が制定されたが, その後も 2013 年改正居住法, 2020 年居住法などへと進展してきた。

著者は, 2020 年居住法の採択に至る草案等の作成において, 特に居住法案の主管である公安省の提案内容や国会での議論の様子, 地方の各省からの意見, 市民から寄せられた意見なども可能な限り紹介し, 居住法制をめぐる争点を明らかにしている。

本書の注目される箇所

本書の最も注目すべき箇所は, 「第三章第二節 法律化と改正」である。

2006 年の国会で初の居住法が採択されたが, その第 3 条では「公民は, この法律の規定及びその他の関連法令の規定に基づき,

居住の自由を有する。常住又は一時居住の要件を満たす公民は, 権限ある国家機関に対し常住又は一時居住の登録を求める権利を有する」(p. 56) と定めた。

しかし, これに対して, 地方政府からの反発が起きたという。たとえば, ダナン市人民評議会議決は, 「居所が賃借, 借用又は間借りによる建物であり, かつ, 無職の又は前科がある者については, 市街区への常住戸籍の新規登録を一時停止する」と定めた。これに対し, 司法省は, そのような措置を行なうことは, 2006 年居住法が保障する常住戸籍の移転の権利を一部の移住者について制約するものであり, 2006 年居住法の規定に抵触するとした。

ダナン市側は, 司法省からの批判について, ダナン市がそのような措置を取るのは, 急増する転入者に対処するためであると反論した。しかし, 司法省は, ダナン市には, 居住法の適用を一時停止する権限を与えられておらず, 公民が適法に享受する権利を剥奪又は阻止する自由はない, と主張した。そして, 結局, ダナン市は, 司法省の批判を受け入れて, 該当する規定を廃止した (pp. 57-60)。

著者は, ダナン市人民評議会の行動の背景には, 「ダナン市の人口密度が全国一高く, よそ者が入ってくることを嫌ったとみられ」るが, ダナン市がそのような制約を行なったとしても, 実際の抑止効果は少ないとのべ, 司法省の主張は「人民評議会決定は法律に従属する」という「法優先の原則に照らして妥当なものと認められる」(pp. 61-62) と評価する。

そして、それらの議論を経て、のちに制定された 2020 年居住法につき、著者が留意すべきこととしたのは、以下のことである。

2020 年居住法は、第一に、常住戸籍（「戸の集団単位に基づき人民の住所を管理する制度」p. 8）の移転についての要件と手続を緩和し明確化を進めた。第二に、常住の自由に加えて一時居住の自由を認めた。第三に、ホーチミン市やダナン市など主要都市からの反対があり、常住戸籍の移転要件の緩和及び明確化を果たすために長い時間を要した。第四に、常住戸籍の移転について居住面積に関する要件は引き続き維持された。第五は、船舶、ボートなどで生活する移動民を明確に法律の対象とした。第六に、合法的な居所における居住面積に関する要件を満たすことができず常住戸籍を移転できない住民などは、常住戸籍を根拠とする便益を受けることができないため、2013 年憲法の保障する法の下での平等、社会保障を受ける権利、学習の権利などを享受できないおそれがあるとした（pp. 137-139）。

そして、2020 年居住法に基づき、「紙面の常住戸籍簿及び一時居住簿が撤廃され、これらの台帳は全国統一のデータベースに移行」（p. 134）した。

若干の検討

書評者は、ベトナムの居住法制のありようにつき、本書から多くを学んだが、ここで、若干のことを記しておきたい。

居住法という領域は、人の生活にとってきわめて身近な領域に関わることがらであり、

そして居住の自由はベトナム憲法によっても明文化されてきた。ベトナムでは特にドイモイ政策を採用したのちに制定された 1992 年憲法以降、憲法条文の中に「人権」という用語が登場し、それは「市民（公民）の権利」とともに人々の権利を構成してきた。

2013 年憲法は「第二章 人権、市民の基本的権利と義務」において、法の前での平等を規定するとともに、身体の不可侵、私的な生活、個人の秘密、家族の秘密についての不可侵の権利、信書、電話、電信などの秘密の権利、住居不可侵の権利、信仰、宗教の自由の権利、言論、報道、情報へのアクセス、集会、結社、デモ行進の権利、ジェンダーの平等の権利などと並んで移動及び居住の自由の権利を保障した。

しかし、他方、これらの権利に関する総則的な規定であるベトナム憲法第 14 条は、「人権、市民の権利は、国防、国家の安全保障、秩序、社会的安全、社会道徳、共同体の健康を理由として必要な場合においてのみ、法律の規定に従って制限することができる」というように、広範囲な場合に基づき、権利の制限を可能とする規定を含んでいる。

ところで、ベトナム居住制度の経緯をどのように理解するかであるが、一般論としていえば、ベトナム法は 1960 年代以降、旧ソ連法への傾斜を進めていった。旧ソ連では、「移動、居住の自由」は認められず、滞在及び居住は「許可制度」に基づき、「居住者登録済査証」により行なわれてきた〔杉浦 2006〕。ソ連解体後の 1993 年ロシア連邦憲法第 27 条は、「移動、居住の自由」を規定している。

他方、中国憲法史では、1949年中国人民政治協商會議共同綱領第5条、1954年憲法第90条で「居住、移動の自由」が規定されたが、その後に制定された憲法では、現憲法に至るまで、そのような規定は存在しない。

このように各国の憲法規定は異なるものの、ベトナムにおける「居住、移動の自由」の実態を知るためには、旧ソ連、中国など社会主義国の居住制度の實際を考察することが、歴史研究としては重要である。

本書に対しては、技術的な要望がある。ひとつは、各章の分量などの配置も含め、章別編成の仕方をもっと工夫する必要がある。いまひとつは、叙述において改行が少ないことに起因して、読みにくい箇所がある。この点では、改行を多くするなど読みやすくする工夫が求められる。

おわりに

外務省では時おり著者のような外交実務家として日々の仕事をしながら、優れた研究を行なっている人に出会う。

1990年代中頃、日本政府がベトナムへの法整備支援を始めた当初、その主体は法務省ではなく外務省、JICAであった。外務省の担当者は松谷浩尚さんという方であった。松谷さんはトルコ語及びトルコ社会論の権威であり、著書も多数あり、東京大学などでも非常勤講師として教鞭をとっていた。松谷さんに「いつ論文を書くのですか」と尋ねると、「土日だけでも結構進みます」と答えた。著者には、さらに多くのベトナム論をまとめてほしいと願っている。

引用文献

杉浦一孝. 2006. 「ロシア連邦における移動の自由と憲法裁判所」『名古屋大学法政論集』(213): 395–421.

服部志帆・小野 環・横谷奈歩編. 『アートと人類学の共創—空き家・もの・こと・記憶』水声社, 2023年, 376p.

木村大治*

いま私はこの原稿を、瀬戸内海に浮かぶ愛媛県大三島の実家で書いている。私はここで中学生まで育ったが、そののち島を出て今治の高校に通い、以後島に定住することにはなかった。父母が高齢になり島で生活できなくなったので、2002年に横浜の兄の家の近くに転居した。そしてこの家は空き家になることになったのだが、私はここをそのまま朽ち果てさせるのが何とも残念だった。そこで年数回、研究仲間を連れてきて合宿をしたり、子どもと一緒に滞在したりして何とか維持してきたのである。そして4年前、60歳で早期退職をした後は、月の1/3ほどをここで過ごしている。母の嫁入り道具であろう桐の箆箆があったが、もう使うこともないので処分することにした。しかしそれがなかなかできない。そこで私は息子を島に呼び、一緒に箆箆を家の裏の畑に持って行って火をつけ、「お焚き上げ」をした。息子にも母の歴史の一部とその終わりを見届けてもらいたかったのである。焼けた灰の中の飾り金具は、拾って父母の形見の品々の中に加えた。一いまだ

* 京都大学名誉教授